

大豆戸小学校PTA 個人情報取扱規則

（目的）

第1条 この規則は、大豆戸小学校PTA（以下、「本会」という。）の活動を円滑に運営するために、本会が、保有する個人情報、個人情報データベース、個人データ（以下、単に「個人情報」という。）の適正な取扱いについて、定めることを目的とする。

（責務）

第2条 本会は個人情報保護に関する法令を遵守するとともに、PTA活動において個人情報の保護に努めるものとする。

（管理者）

第3条 本会における個人情報の管理者（以下、「管理者」という。）は、原則として、PTA会長とする。ただし、役員において、必要な知識経験を有している者がいる場合、その者を選任してもよい。

（取扱者）

第4条 管理者は、本会における個人情報の取扱者（以下、「取扱者」という。）を選任する。

（秘密保持義務）

第5条 管理者・取扱者は、職務上知ることができた個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。その職を退いた後も同様とする。

（収集方法）

第6条 本会は、個人情報を収集するときは、あらかじめその個人情報の利用目的を決め、本人に明示する。なお、要配慮個人情報などを収集する場合は、あらかじめ本人の同意を得る。

（利用）

第7条 取得した個人情報は、次の目的のために利用する。

- 1 会員の把握、会費徴収、連絡・案内、アンケート
- 2 役員会の運営、運営委員会の運営
- 3 常置委員会の活動、広報活動、防犯防災活動、学校行事サポート
- 4 前各項目に掲げるものの他に、総会において、決定した利用目的

（利用目的による制限）

第8条 本会は、あらかじめ本人の同意を得ないで、前条の規定により特定された利用目的の達成に必要な範囲を超えて、個人情報を取り扱ってはならない。

(管理)

- 第9条 個人情報、管理者および、取扱者が保管するものとし、適切に管理する。
不要となった個人情報は管理者の立会いのもとで、適正かつ速やかに廃棄するものとする。

(保管)

- 第10条 個人情報を記載登録した紙媒体、電子記憶媒体、電子データの保管については安全対策を行う。
- 1 電子機器の設置については、校外ネットワークおよび、校内ネットワークと分離することを原則とする。
 - 2 ただし、活動上の必要性によりネットワーク環境に電子機器を設置する場合、不正アクセス、コンピュータウイルス等に対する適正かつ合理的な安全対策を実施する。
 - 3 紙媒体、電子記憶媒体の保管については、施錠可能な保管庫に格納する。
 - 4 電子データの保管については、アクセス制限、パスワードをかけるなど適切に管理を行う。

(持ち出し)

- 第11条 原則、個人情報の持ち出しは、行わない。
- 第11条2 ただし、活動遂行に必要な場合に限り、管理者承認のもと、持ち出しを許可することができる。取扱者は、適切な保管を行い、目的終了後、速やかに返却することとする。

(第三者提供の制限)

- 第12条 個人情報は次にあげる場合を除き、あらかじめ本人の同意を得ないで第三者に提供してはならない。
- 1 法令に基づく場合
 - 2 人の生命、身体又は財産の保護のために必要な場合
 - 3 公衆衛生の向上又は児童の健全育成の推進に必要な場合
 - 4 国の機関もしくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合

(第三者提供に係る記録の作成等)

- 第13条 個人情報を第三者（第12条 第1号から第4号の場合及び県、市役所、区役所を除く）に提供したときは、次の項目について記録を作成し保存する。
- 1 第三者の氏名
 - 2 提供する対象者の氏名
 - 3 提供する情報の項目
 - 4 対象者の同意を得ている旨

(第三者提供を受ける際の確認等)

第14条 第三者(第12条 第1号から第4号の場合及び県、市役所、区役所を除く)から個人情報の提供を受けるときは、次の項目について記録を作成し保存する。

- 1 第三者の氏名
- 2 第三者が個人情報を取得した経緯
- 3 提供を受ける対象者の氏名
- 4 提供を受ける情報の項目
- 5 対象者の同意を得ている旨(事業者でない個人から提供を受ける場合は記録不要)

(情報開示等)

第15条 本会は、本人から個人情報の開示、利用停止、追加、削除を求められたときは、法令に沿ってこれに応じる。

(紛失、漏えい等の事故対応)

第16条 個人情報の紛失、漏えい等、事故が発生したおそれに気がついた時は、直ちに管理者に報告し、事態の収束対応、是正措置を実施する。

(研修)

第17条 本会は、管理者、取扱者に対して、定期的に個人情報の取扱いに関する留意事項について、研修を実施するものとする。

(苦情の処理)

第18条 本会は、個人情報の取扱いに関する苦情に対して、適切かつ迅速な処理に努めなければならない。

(改正)

第19条 本会の「大豆戸小学校PTA個人情報取扱規則」は、総会において改正する。

付則

本規則は、平成29年6月1日より施行する。